



青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)などが10月から順次施行されます!

■ 適切な職業選択のための取組の推進

若者が就職に当たって企業の情報を収集しやすくする取組みと、公的機関であるハローワークが問題を抱えることが懸念される事業所を紹介することがないよう、求人を受理しないことができる制度についてご紹介いたします。

事業主による職場情報の提供が義務化されます【平成 28 年 3 月 1 日施行】

新卒者の募集を行う企業に対して、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし応募者等から求めがあった場合は(ア)~(ウ)の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付ける

情報提供の内容

(ア) 募集・採用に関する状況

例: 過去3年間の採用者数及び離職者数、平均勤続年数、過去3年間の採用者数の男女別人数 等

(イ) 企業における雇用管理に関する状況

例: 前年度の育児休業の取得状況、前年度の有給休暇の取得状況、前年度の所定外労働時間の実績、管理職の男女比 等

(ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況

例: 導入研修の有無、自己啓発補助制度の有無 等



労働関係法令違反の事業所に対する、ハローワークの新卒者向け求人の不受理

【平成 28 年 3 月 1 日施行】

考えられる対象となるケース

(1) 労働基準関係法令に違反した場合

- 同一条項の違反について、繰り返し(例:過去1年間に2回以上)、是正指導を受けた場合
- 対象事項(賃金、労働時間等関係)
 - ・強制労働の禁止
 - ・労働条件の明示
 - ・賃金関係(最低賃金、割増賃金等)
 - ・労働時間
 - ・休憩、休日
 - ・有給休暇
 - ・年少者に係る労働基準

(2) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に違反した場合

- 法律違反で公表に至った場合
- 対象条項
 - ・男女雇用機会均等法(第30条の公表の対象規程)
 - 性別を理由とする差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクハラ等
 - ・育児介護休業法(第56条の2の公表の対象規程)
 - 育休申し出に応じる義務、育休を理由とした不利益取り扱いの禁止等

考えられる不受理期間

不受理とできるのは、法違反が是正されるまでの期間に加え、一定期間(6ヶ月経過するまでの期間)
※一定期間は、法違反を重ねないことを確認する期間

優良な中小企業の認定制度の創設【平成 27 年 10 月 1 日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業に厚生労働大臣による新たな認定制度を設定

SATO'S NEWS LETTER

2015 年 11 月号
(No.74)

CONTENTS

- 若者雇用促進法……………P.1
- 助成金情報……………P.2
- H27 年改正派遣法の派遣期限のルール……………P.3
- 人事労務ニュース……………P.3
- 企業 PR コーナー……………P.4
- セミナー紹介……………P.4
- サトースタッフ紹介……………P.4

11 月の社会保険労務と税務

10 日

- 源泉徴収税額
 - ・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の納付
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

30 日

- 健保・厚年保険料の納付
- 外国人雇用状況報告
(雇用保険の被保険者でない場合)

公式 Facebook ページ開設



いいね!



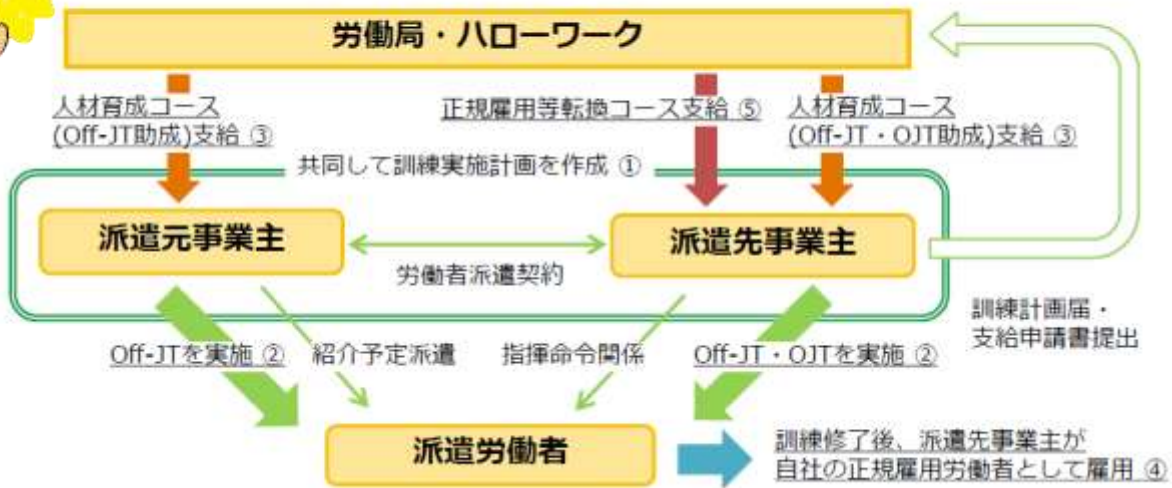
助成金情報

キャリアアップ助成金(派遣事業主活用型)

派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者に、自社の正規雇用労働者として雇用することを目指して、派遣先事業所内でのOJT(実習)とOff-JT(座学等)を組み合わせた訓練(有期実習型訓練)を実施する場合に、派遣先事業主と派遣元事業主にキャリアアップ助成金(人材育成コース)を支給します。また、派遣先事業主が、訓練終了後に派遣労働者を正規雇用した場合に、キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)を支給します



派遣事業主活用型の仕組み



<人材育成コース>

訓練に要した費用の一部を支給します。

◆ 派遣先事業主

1 訓練コースにつき以下の額を支給します。

Off-JT	実施助成	1人1時間当たり800円(500円)
	経費助成	1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた額 [100時間未満] 10万円(7万円) [100時間以上200時間未満] 20万円(15万円) [200時間以上] 30万円(20万円)
OJT	実施助成	1人1時間当たり800円(700円)

◆ 派遣元事業主

1 訓練コースにつき以下の額を支給します。

Off-JT	資金助成	1人1時間当たり800円(500円)
	経費助成	1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた額 [100時間未満] 10万円(7万円) [100時間以上200時間未満] 20万円(15万円) [200時間以上] 30万円(20万円)

<正規雇用等転換コース>

派遣先事業主が訓練受講者を訓練終了後に正規雇用労働者として直接雇用した場合に以下の額を支給します。

① 有期契約の派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合	1人当たり80万円(70万円)
② 無期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合	1人当たり60万円(55万円)





平成 27 年 改正派遣法の派遣期限のルール

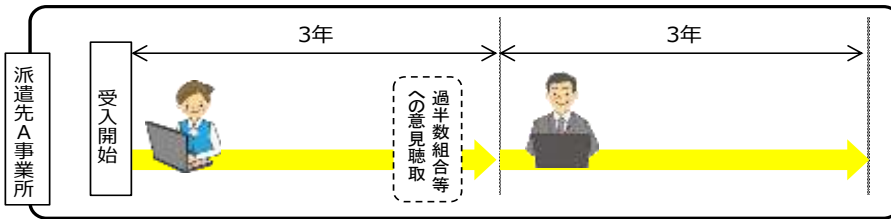
Q. 改正労働者派遣法による新しい派遣期間の制限のルールについて教えてください。

A. 平成 27 年 9 月 30 日に施行した改正労働者派遣法では、従来のいわゆる 26 業務（派遣期間に制限のない業務）という区分が撤廃され、すべての業務について、派遣先事業所単位と派遣労働者個人単位という 2 種類の期間制限のルールが設けられました。

新しいルールの適用は、法施行日（H27.9.30）以降に締結される派遣契約が対象となります。施行日前に締結されている派遣契約については、その契約の終了日まで従前の期間制限が適用されます。

新しい期間制限 1：事業所単位の期間制限：原則 3 年

同一の派遣先事業所で派遣労働者を受け入れることができる期間は、原則 3 年です。3 年を超えて受け入れようとする場合は、派遣期限に達する 1 か月前までに、派遣先事業所の過半数労働組合または従業員の過半数を代表する者からの意見を聴く必要があります。

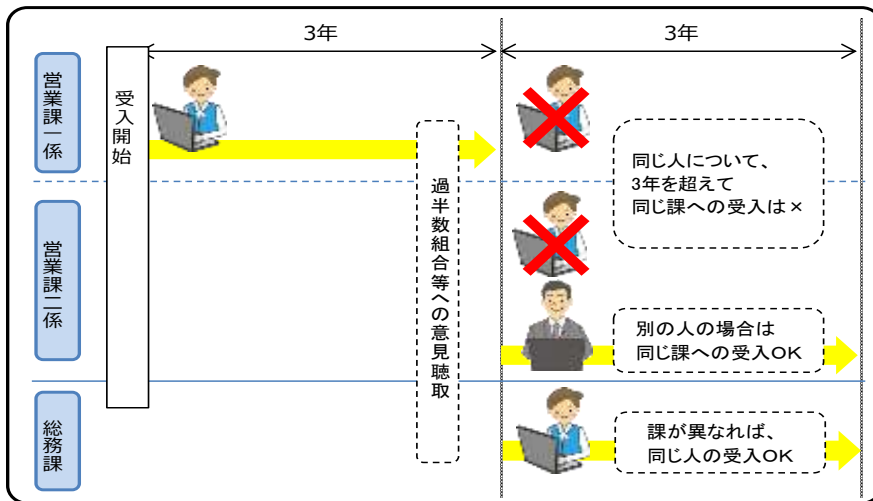


新しい期間制限 2：派遣労働者個人単位の期間制限：原則 3 年

同じ派遣労働者を、派遣先の事業所の同一組織単位に派遣できる期間は、3 年が限度です。

ただし、同一の事業所でも、組織単位が異なれば、引き続き同じ派遣労働者を、受け入れることが可能です。この場合、上記の事業所単位の派遣期間の延長手続きをとっておく必要があります。また、派遣先は、同一の労働者を指名する行為を行わないようにする必要があります。

組織単位については、いわゆる「課」や「グループ」などが想定されますが、実態に即して判断されます。



次の方については、期間制限の対象外です。

- ① 派遣元で無期雇用されている派遣労働者
- ② 60 歳以上の派遣労働者
- など

人事労務ニュース

●通知カードの到着は「10 月 20 日頃～概ね 11 月中」の予定

政府広報資料によると、マイナンバーを各個人に知らせる通知カードの到着は「10 月 20 日頃～概ね 11 月中」となっています。ご自分の地域における差出し状況が気になる方は、個人番号カード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）内の「郵便局への差出し状況」で随時確認してみてください。

●労働者 300 人以下の中小企業は最大で 60 万円の受給が可能！「女性活躍加速化助成金」

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給します。

企業PRコーナー 「創造と挑戦で世界に羽ばたく技術集団 DAIKO GROUP」 様

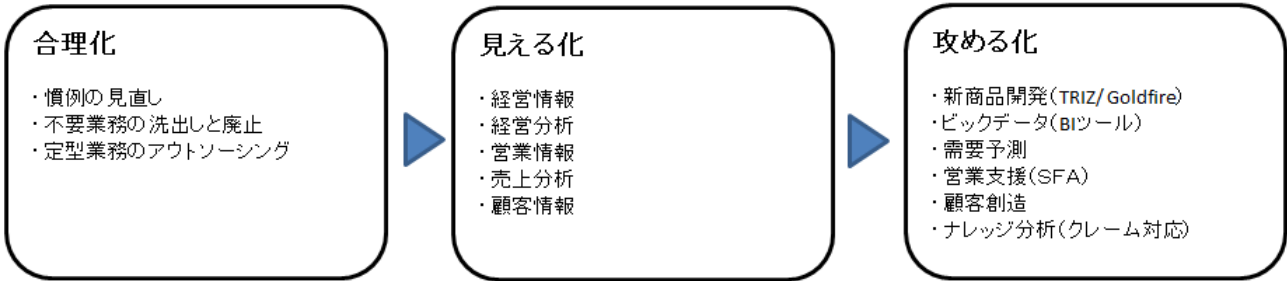
経営効率化でお悩みの企業経営者様

ICT関連のお悩みを全て解決いたします！



広島県広島市中区宝町 4-28 大興ビル 4F
TEL:082-241-7088 FAX:082-241-7921

【ICT有効活用とは】



合理化

- ・慣例の見直し
- ・不要業務の洗出しと廃止
- ・定型業務のアウトソーシング

見える化

- ・経営情報
- ・経営分析
- ・営業情報
- ・売上分析
- ・顧客情報

攻める化

- ・新商品開発(TRIZ/Goldfire)
- ・ビックデータ(BIツール)
- ・需要予測
- ・営業支援(SFA)
- ・顧客創造
- ・ナレッジ分析(クレーム対応)

SATO'S INFORMATION

★★★セミナー情報★★★

第40回合同勉強会のご案内

多様な人材活用としての

「女性活躍推進のポイント」

【第1部】担当：特定社会保険労務士 佐藤 克則

- ① 政府の女性活用推進に係る政策は
- ② 女性活躍推進法の概要
- ③ ポジティブアクションとは
- ④ 広島県・広島市の取り組み内容
- ⑤ 企業の先進取り組み事例の紹介
- ⑥ 女性の活用推進に係る助成金を活用する方法
- ⑦ 企業として同女性活躍推進に取り組むカーアクションプランの作成



【第2部】担当：弁護士 菅谷 英美

- セクハラ・マタハラが問題となる事例

【第3部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間トピックス

◆日時：平成27年11月25日(水) 13:30~16:30

◆会場：NTTクレド白島ビル2階 会議室(広島市中区東白島町14-15)

※お車でお越しの場合は、ビルに隣接した大型立体駐車場をご利用下さい。

◆費用：無料

お申込締切：11月18日(水)



サトースタッフ紹介



元山美歩 (もとやまみほ)

血液型：A型



星座：みずがめ座

好きなもの：お菓子、ごはん

最近温泉に行ったので、温泉めぐりをしようかなと考えています。

おいしいものを食べることが楽しみなので、近くで美味しそうなものが売っていないかよく探しています。

3月よりサトーに入社して、給与計算を担当しております。至らない点も多く、ご迷惑をおかけすることも多々あると思いますが、皆さまのお役に立てるよう努力してまいりますので今後ともよろしくお願いいたします。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082(546)2080 FAX：082(546)2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03(5829)8982 FAX：03(5829)8983